

別紙

※一部抜粋

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 中間まとめ

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年8月

<目次>

はじめに

第1章 芦屋市の取組の経過	1
第1節 時系列でみる市の動き	1
第2節 市内における患者発生状況	5
第2章 取組の概要	6
第1節 感染拡大防止対策	6
(1) 市主催イベント等の中止	6
(2) 市立施設の閉鎖・利用制限	6
(3) 学校園の臨時休業	7
(4) 保育所・放課後児童クラブ等	8
第2節 市民生活の維持・支援	11
(1) 社会福祉施設等への対応	11
(2) 児童福祉施設等への対応	11
(3) 医療機関等への対応	12
(4) こども・高齢者・障がいのある人への対応	13
(5) その他	14
第3節 個人向けの支援	15
(1) 特別定額給付金	15
(2) 相談窓口	15
(3) 住居確保給付金	16
(4) 生活福祉資金・緊急小口資金	16
(5) 水道・下水道基本料金の免除	17
(6) 各種保険料の減免関係	17
(7) 傷病手当金	18
(8) 各種税の軽減関係	19
(9) その他	20
第4節 事業者向けの支援	21
(1) 緊急融資制度	21
(2) 休業要請事業者経営継続支援金（追加支援金）	21
(3) 休業要請事業者経営継続支援金（追加支援休業要請延長分）	22
(4) 個人事業主事業所賃料支援	22
(5) 市内飲食店応援サイト・インスタグラムでの情報発信	23

第1章 芦屋市の取組の経過

本章では、新型コロナウイルス感染症対策について、市・県・国の動きをまとめるとともに、市内の患者発生状況について触れる。

第1節 時系列でみる市の動き

市の動きの主な内容については、下表のとおり（国・県等の動きは資料編資-1参照）

期間	内容
令和2年 1月16日	市立芦屋病院内に「患者さんへのお願い」のポスターを掲示（日本語・中国語）
1月20日	市ホームページにて、「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意喚起
1月23日	第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議の開催
1月24日	市・市立芦屋病院ホームページ「注目情報」「お知らせ」欄のトップに注意喚起を掲載
1月27日	庁議報告・職員周知
1月29日	第2回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議の開催
2月 3日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月 7日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議実務者会議の開催
2月10日	第2回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月17日	第3回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月25日	第4回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月26日	第5回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
	市主催のイベント等の延期または中止を決定（～3月10日）
2月27日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
2月28日	第2回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立小学校・中学校の臨時休業を決定（3月3日～春休み）
3月 2日	第3回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
	市主催のイベント等の延期または中止の延長を決定（～3月31日）
3月 3日	市立小学校・中学校 臨時休業（～春休み）
3月 5日	第4回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月 9日	第5回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月11日	芦屋市で初の感染者2例（県内30・31例目）確認

	第6回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立幼稚園の臨時休業・認定こども園（幼稚園部）の休園を決定
3月12日	第7回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立施設（市民センター・集会所等）の貸室閉鎖を決定（～3月31日） 市長より「市内初の感染者の確認と市の対応等について」のメッセージを発信（市立施設の貸室閉鎖等のお知らせと合わせて全戸配布）
3月13日	市立幼稚園の臨時休業・認定こども園（幼稚園部）の休園（～春休み）
3月16日	第8回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月23日	第9回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月25日	第10回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市主催イベントや事業の延期・中止，市立施設の利用制限の延長決定（～4月15日）
3月26日	第11回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月30日	第12回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月6日	第13回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 第14回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立学校園 5月7日までの臨時休業を決定
4月7日	※「緊急事態宣言」発令 第15回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市長より「緊急事態宣言」に基づく「外出自粛の要請（～5月6日）」等のメッセージを発信（全戸配布）
4月8日	第16回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月13日	第17回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 第18回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月14日	第19回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市長より「在宅勤務による出勤者の抑制，事業者の皆様への協力要請」等のメッセージを発信
4月15日	第20回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市職員の在宅勤務による出勤者の抑制開始
4月16日	第21回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
	保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を開始

4月17日	第22回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月22日	第23回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月24日	第24回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月28日	第25回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 「緊急事態宣言」に係る対応について延長決定（～5月31日）
5月7日	第26回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月11日	第27回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月15日	第28回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月20日	「特別定額給付金の申請書の送付開始」「給付金サギに注意」「電話相談窓口のご案内」ビラ全戸配布
5月21日	※「緊急事態宣言」解除 第29回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月22日	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」, 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」, 「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」作成
5月23日	保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を終了
5月25日	第30回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
6月1日	第31回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催 市立施設(市民センター・集会所等)の貸室利用の制限を設け再開
	市立学校園の臨時休業の解除・学習活動の再開
6月5日	第32回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
6月15日	第33回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
6月19日	芦屋市で患者1例(市内26例目, 県内700例目 県内発生34日ぶり)確認
6月22日	第34回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」 等について改定(案)を決定
6月29日	第35回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
7月1日	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン (7月1日改定)」等の適用開始(6月24日公表) 歌唱, 演奏, 運動, 調理等の利用制限を解除

<第2章 取組の概要>

6月1日から一部を除き利用制限を設けての開館とした。

6月15日にはトレーニングルームを再開し、7月1日からはカフェを除き全館再開した。

社会教育施設は、日常から多くの市民が利用する施設ではあるものの、窓口業務は継続していたこともあり、職員が感染拡大防止の趣旨を丁寧に説明することにより、大きな混乱は生じなかった。

(3) 学校園の臨時休業

学校園においては文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、市立小中学校においては3月3日から（市立幼稚園においては3月13日から）春休みに入るまで臨時休業とし、その後、緊急事態宣言の発令を受けさらに延長し、最終的には5月31日までの期間を臨時休業とした。この間、日々刻々と変わる感染状況の中で、保護者への情報提供の時期や手法、また、県及び近隣各市の取組との均衡など、本市の判断に苦慮する局面が幾度となくあった。

休業期間中は幼稚園、小学校において、家庭で一人で過ごすことが困難な幼児・児童に対して、特例登園・特例登校を実施し、中学校においては特別な支援を要する生徒を対象に、中学校での受け入れ体制を整えた。

また、休業中のすべての幼児・児童を対象に園庭・校庭開放を実施し、子どもたちが戸外で過ごす居場所づくりに努めた。特に幼稚園においては在園児以外の親子にも利用いただき、地域での居場所づくりの一助となったのではないかと考えている。

学校園の教職員は、休業期間中に各家庭への電話連絡を行い幼児・児童・生徒の状況把握に努めるとともに、教職員による全家庭へのポスティングを行い、年齢・学年に応じた教材や健康カード等を配布し、幼稚園においては園だよりやぬり絵、折り紙等を配布し、幼児はもとより保護者からも「楽しく家庭で過ごすことができた。」等の感謝の言葉が寄せられた。

また、保育所、こども園を所管する子育て推進課と連携のうえ、往復はがきにより幼稚園からのメッセージを送付し、子どもたちからは、自宅での様子を文字や絵で表現したものを返信してもらう取組を行い、休業期間中の子どもや家庭との繋がりを保つ一定の効果があったと考えている。

休業期間が当初の想定より長引く状況になったことから、教育長メッセージや学校園長メッセージ動画の配信を行い、休業中の子どもたちや保護者を激励

するとともに、学校園の教職員による学習動画や読み聞かせ動画の配信の取組を始め、家庭にインターネット環境がない児童・生徒に対しては、打出教育文化センターと連携し、パソコン及びルーターを貸与することで学習支援を行った。

国の緊急事態宣言解除後には、5月20日から5月31日までの期間に2回、登校園可能日を設定し、分散（少人数）登校園を実施した。さらに学校を再開した6月1日から6月26日までの期間については、3段階に分けた分散登校園を行い、幼児・児童・生徒の様子を見ながら、段階を追って学校園生活のリズムを取り戻せるよう配慮し、特に新1年生や新入園児に対しては、生活の仕方を丁寧に指導し、安心して学校園生活が過ごせるように努めた。

子どもたちは徐々に元の生活に戻ったことにより、安心して新しい学校園生活を送ることができ、6月29日からは本来の授業・保育に移行することができた。

予定していた様々な行事については、その実施の可否や実施方法について教育委員会と学校園とで、より良い学校園生活の在り方を現在も引き続き協議しながら進めている。

なお、学校園の再開に向けては、教育委員会において「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を作成し、全学校園に配布することで対策を徹底した。このマニュアルは感染拡大状況に応じて、随時、最新情報に改訂している。

（4） 保育所・放課後児童クラブ等

（ア） 保育所等における対応

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、市主催の各種イベント等の中止が決定されたことから、市立保育所等の園庭開放を2月27日から中止することとした。

3月1日には、兵庫県において患者が確認されたことを受け、登園前の検温や体調不良児の登園自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。

また、3月11日に本市初の患者が発生したことを受け、3月13日から市立認定こども園の幼稚園部を休園することとした。

4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って保育料等を減額（還付）すること及び育児休業からの復職を7月1日まで延長することを決定し、更なる登園自粛の要請を行った。

さらに4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登園する「特別保育」に切替えたことで、登園者数を1～2割程度まで減少させることができ、更なる感染防止対策へと繋がった。

この「特別保育」は、子どもの命を最優先に考え、保護者が医療従事者や消防、警察、介護など社会機能を維持するため就業を継続しなければならない場合や、ひとり親家庭など、真にやむを得ないと判断される場合に受け入れるもので、多くの保護者からは「仕事が休みやすくなった」との声が寄せられ、概ね理解と協力が得られた。

この期間中、幼稚園を所管する教育委員会と連携し、家庭で過ごす子どもたちへの支援として、往復はがきにより子どもたちへのメッセージを送付し、子どもたちからは自宅での様子を文字や絵で表現して返送してもらう取組を実施した。

子どもたちや保護者からは多くの感謝の言葉が寄せられ、感染症対策を行いながら懸命に働く保育所現場職員の大きな励みになった。

5月21日には緊急事態宣言が解除されたことを受け、一旦は5月31日まで延長を決めていた「特別保育」を5月23日に終了することとし、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登園自粛を要請するかたちに戻し保育料減額の対象期間とした。

この保育料減額は、一人ひとりの休園日数の日割り計算で行うため、事務量が膨大で6月末時点においても事務処理が継続しており、今後、事務処理方法や体制についての検討が必要である。

6月1日からは市立認定こども園の幼稚園部を再開し、安全確保の観点から段階的に第2週目までは隔日登園、第3週目から通常登園とした。

また、3月18日に私立保育所や認可外保育施設等に市の備蓄マスクや消毒液を不足する施設に配布したことを皮切りに、国の補助制度も活用し、必要に応じて数回にわたりマスクや消毒液をはじめ空気清浄機等の衛生備品を配布し、保育施設内での感染防止対策の強化を図った。

保育所、認定こども園等の通常保育の再開にあたっては、「6月からの保育について」と、園児用「健康管理表」を配布し、各施設におけるマスクの着用や、検温、消毒、換気の徹底、各行事の見直しなど「新しい保育様式」による感染防止対策を周知したところであるが、特に乳児の場合は、保育中の接触は避けることができないため、より細心の注意を払う必要があった。

(イ) 放課後児童クラブの対応

文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、3月3日から小学校の特例登校を開始することとなった。

放課後児童クラブは厚生労働省の指示により、長期休業期間（夏休み等）と同等の午前8時からの受入れを開始した。受け入れにあたり、登級前の検温や体調不良児の登級自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。

4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って育成料等を減額（還付）することを決定し、更なる登級自粛の要請を行った。

さらに4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登級する「限定的な受け入れ」に切替えたことで、登級者数を1～2割程度まで減少させることができた。

5月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、「限定的な受け入れ」を5月23日に終了することとし、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登級自粛を要請し、育成料減額の対象期間とした。

6月1日からは段階的に小学校が再開され、それに合わせながら運営を行っていたが、6月29日からは通常どおりの開級時間とした。

再開にあたっては、「放課後児童クラブ『限定的な受け入れ』の終了及び家庭での育成の協力依頼について」を保護者に配布するとともに、各施設においてマスクの着用や、検温、消毒の徹底、各行事の見直しなど感染防止対策を周知したが、放課後児童クラブは集団生活の場であり、学級生活の中である程度の接触は避けることができないため、感染防止対策により細心の注意を払うよう努めている。

また、3月には施設に市の備蓄マスクや消毒液を配布したことを皮切りに、国の補助制度も活用し、必要に応じて数回にわたりマスクや消毒液をはじめ空気清浄機等の衛生備品を配布し、放課後児童クラブ内での感染防止対策の強化を図った。

(4) こども・高齢者・障がいのある人への対応

(ア) 育児家庭支援

新型コロナウイルス感染拡大の状況のなか、子育てや育児に不安を抱える保護者への支援として、24時間LINE等で育児相談ができるサイト「まちの赤ちゃん保健室」の紹介や、外出自粛に伴い子育て親子のつどいのひろば「むくむく」を休止したことから、SNSを活用した手遊び動画の配信や、『おうちで「むくむく」』としてひろばそのものをオンラインで実施する取組を開始した。自宅に居ながら「むくむく」に参加し、他の保護者との交流や情報交換の場として好評を得たこともあり、今後、テーマごとの「子育てセミナー」など個別のニーズに合わせた内容の実施を検討しているところである。

(イ) 医療的ケア児への支援

医療的ケアの必要な児童の感染予防のための衛生用品等が入手困難な状況に対応するため、県から医療的ケアを必要とする児童の家庭に対して優先的にマスクや消毒用エタノールの支給があったことから、関係機関と連携・協力を図りながら随時配布した。

(ウ) 高齢者への支援

高齢者バス運賃助成事業などの各種申請等手続きについて、感染予防を目的として郵送で対応できるよう案内文を新たに作成し、可能な限り郵送による手続きを促した。また、「自宅でできる体操」動画及び「自宅でできる！5つの体操」チラシを作成し、ホームページに掲載するとともに、高齢者生活支援センター及び介護予防センター等を通じて周知した。

加えて、広報番組「あしやトライあぐる」にて、芦屋PTOTST連絡会の協力のもと「自宅でできる運動ー健康な体づくりー」を放映した。

また、高齢者生活支援センター及び居宅介護支援事業所のケアマネジャーにより、支援が必要な高齢者に国から届いた布マスクを配布するなどし、感染予防の啓発及び安否確認等を行った。

(エ) 障がいのある人への支援

各種申請等手続きについて、郵送で対応できるようホームページに様式を掲載するとともに、事業ごとに郵送手続きの案内文を新たに作成し、可能